

マージン率等に係る情報提供

一般社団法人SND

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年6月～5年5月))

記

- 1 令和5年6月1日付け派遣労働者数 16人

- 2 令和5年度 派遣先事業所数(実数) 11件

- 3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 11,848円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

- 4 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 8,664円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
27.0%

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL0246-88-1543

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

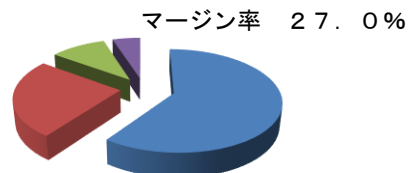
弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経

| 訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|-------|---------|--------|------|------|------|--------------|
| マナー基礎 | 新規派遣労働者 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |
| 衛生教育 | 新規派遣労働者 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |
| 安全衛生 | 派遣労働者 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |

費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等



8 労使協定締結の有無

労使協定締結して いる ・ いない)

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲(有期・無期全ての業務に従事する者)

※但し派遣先均等均衡方式を採用しなければならない派遣先従事者は除く

労使協定の有効期間の終期(令和 7 年 3 月 31 日)